

「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介

はじめに

ここに紹介する史料は、興福寺大乘院尋尊が平安期から室町期にいたる春日神木の動座に関する先例を整理した「神木御動座度々大乱類聚」である。本史料の書誌情報については、八瀧幸子「大乘院文書」目録」（『北の丸』第三五号、二〇〇二年）において紹介されているが、ここではまず同目録によりつつ書誌情報を挙げておこう。

「書誌」国立公文書館内閣文庫所蔵（請求番号古三三―三八一）神木御動座度々大乱類聚

卷子装一卷。縦二七・〇cm、全長一二二・四・八cm。三三紙。首欠。表紙外題には「神木御動座度々大乱類聚 前闕」とある。奥書には「此一卷勘記録令類聚者也、寛正五年五月小 前大僧正（花押）」とある。花押より著者は興福寺大乘院尋尊（永享二年～永正五年、一四三〇～一五〇八）である。紙背には寛正三年・四年具注暦が記されている。

以下、翻刻を紹介する前に「神木御動座度々大乱類聚」（以下「類聚」とのみ記す）の内容・成立背景、史料としての特質について述べておきたい。

「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介

1、「類聚」の内容と成立背景

平安後期から室町期にかけて、中央・地方大寺社の衆徒・神人は宗教的權威を背景に徒党を組んで朝廷や幕府にさまざまな要求を強要する強訴を頻繁に起こした。とりわけ、延暦寺・興福寺の衆徒は無理非道を要求することでその時々々の政権を悩ませたが、彼らは要求を強要する際、神輿・神木の動座によって神仏みずからが訴訟に赴くという形をとることで、その要求を正当化し、中央政権に有利な裁許を求めた。^①

動座の方法は各寺社でさまざまだが、興福寺の場合はまず神木を春日社の本殿から本殿脇の移殿に移し、それでも主張が受け容れられないと興福寺の金堂前に移した。そして、さらに受け容れられないと、衆徒・社司・神人らが神木を木津・宇治（平等院）へと移し、最終的には洛中に持ち込み（入洛）、そこで神木を放置した。放置された神木は興福寺の要求について中央政権との間で合意が成り立つと帰座したが、それまでは洛中の勸学院・法成寺・長講堂などに安置された。中央政権にとって神木の動座・入洛は、行事・祭礼の延引・中止や藤原氏の出仕停止をとめない朝儀の停滞を招く点で圧力となった。また入洛中の神供も中央政権で負担したように経済的な問題も無視できなかつた。帰座に際しては、南曹弁が奉行となり公卿も参列し、そのな

上野 麻彩子
北村 彰 裕
黒田 智
西尾 知己

かを衆徒・神人等が神木を持ち帰っていった²⁾。

このように神木動座は、訴訟としての非合理性を持つ一方で、一定の作法に基づき面もあった。ゆえに朝廷や興福寺・春日社には次第に先例が蓄積され、時に蓄積された先例は整理された。「類聚」もそのような神木動座（一部閉門も含む）の先例集の一つである。

「類聚」の成立は、基本的には奥書の記された寛正五年（一四六四）五月と思われる。但し、内容を見ると寛正五年以降の記事も含んでいる。おそらく、寛正五年以前の記事は寛正五年時点で整理され、それ以降の記事は尋尊が後に書き加えていったのだろう。

「類聚」が寛正五年五月に成立した背景にはどのような事情があったのだろうか。そもそも尋尊は永享十年（一四三八）に興福寺大乘院に入室し、文安二年（一四四五）の大乘院経覚の奈良没落以後、十六歳で院務を握るようになった。その後、康正二年（一四五六）には初度の別当に就任するが、この頃から「寺務方諸廻請」と題した詳細な記録をつけはじめ、別当退任後には「寺社雑事記」と題した記録をつけるようになった³⁾。

その尋尊がはじめて直に神木動座を目にしたのは、宝徳三年（一四五二）の移殿動座であった。しかし、この時は尋尊が本格的に記録を付け始める前であったためか、詳細な記録を残した形跡はない。次に神木動座を目にしたのが、寛正四年（一四六三）の移殿動座であった。この時は十二月二十四日に神木動座に及んで以降、翌年四月十三日に帰座するまで、神木は移殿に鎮座し続けた。この時には尋尊も先例に関心を持ったようで、「寺社雑事記」でも「在家立松等事、貞治御動座等無之⁴⁾」というような先例の調査を前提とした記事が見られる。そして、「類聚」の成立した寛正五年五月はこの帰座の直後にあたる。

以上の点からすると、「類聚」は興福寺の要職に就いて記録を詳細につけはじめるようになった尋尊が、寛正四年から五年の神木動座に接してその先例を調べた際に披見した諸記録などをもとに神木動座の先例を整理したものであったと考えられる。

2、「類聚」の史料としての特質

「類聚」の史料的な特色としては以下の二点を挙げることができる。

まず第一の特色は、中世興福寺の強訴を通時的に見渡せる点である。興福寺の旧蔵史料には、「類聚」以外にも強訴の事例を収集整理した史料として「神木動座之記」一〇四（国立公文書館内閣文庫所蔵、請求番号古二三一三八〇―一〇四）があるが、これらは主に中世前期の事例を集めたものである。また、尋尊は院家に残された記録などを基にした年代記「大乘院日記目録」をまとめているが、この記録では中世前期の強訴についてはほとんど記載が見られない。一方、公家側に目を転じると、朝廷への先例勘進を職務とする外記を多数輩出した中原氏の記録において、朝廷への強訴に関する先例注進や私的な先例の整理を行っている記事を見出せる。しかし、『師守記』や『康富記』で見られるこれらの記事は、木津遷座時の議定の例、入洛の例など、きわめて限定されたテーマに沿って整理されたものである点で限界を有している。ここから、「類聚」は興福寺による中世の強訴事例を収集・整理した現存の記録として最も詳細なものの一つであると言える。なお、「類聚」は『大日本史料』に一部が掲載されているが、以上のような特色からすると、一括して掲載することにこそ大きな意味を見出すことができるのである。

第二の特色は、中世後期における強訴記事の厚さという点を挙げる点ができる。先ほど、事例の網羅という点で「類聚」の特色を見出すことができると述べたが、興福寺の外に目を移すと、強訴の事例を網羅した史料として、「当社御遷坐御進登御入洛御帰坐代々日記」（大宮文書）、「古今最要抄第六 神木御入洛并御遷座事」（春日大社史料）の存在が勝野隆信氏によつてすでに指摘されている⁵⁾。この内、特に「当社御遷坐御進登御入洛御帰坐代々日記」は事例の網羅という点では突出していると言えるが、その記事の内容は動座・帰座の年月日、動座当時の寺務（別当）名、主な訴訟事項などに限定され、簡潔である点に特徴がある。これに対して、「類聚」は特に中世後期の記事がきわめて詳細である点に特徴を見出すことができる。

以上のように、「類聚」は事例の網羅性と記事の内容の厚さを兼ね備えている点に特徴を見出すことができ、中世興福寺による強訴の歴史を読み解く上で、ひいては中世を通じた興福寺と国家との関係を見通す上で、極めて重要な意味を持つ史料であると言えよう。

註

- (1) 『日本史大事典』第三卷(平凡社 一九九三年)「強訴」(永村眞氏執筆)など参照。
- (2) 春日神木の動座・入洛については勝野隆信『僧兵』(至文堂 一九五五)など参照。
- (3) 尋尊の経歴、尋尊と記録との関係については、鈴木良一『大乘院寺社雑事記 あるいは門閥僧侶の没落の記録』(そしえて 一九八三年)、安田次郎「尋尊と『大乘院寺社雑事記』」(五味文彦編『日記に中世を読む』吉川弘文館 一九九八年)、松蘭斎『大乘院寺社雑事記』に見える記録の構造」(中尾堯編『鎌倉仏教の思想と文化』吉川弘文館 二〇〇二年)参照。
- (4) 『大乘院寺社雑事記』寛正四年十二月二十四日条。
- (5) 前掲註(2)勝野著書。

乾元元年(1302)12月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	動座時、議定評定停否・氏人参仕【① 68】 賀茂祭使以下藤氏勤仕【① 114】 動座時、藤氏拝賀着陣例【④ 181】 遷座時、禁裏仙洞元三儀【④ 213】 動座時越年例【④ 226】
乾元2年(1303)8月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	動座時、賀茂祭使以下藤氏勤仕【① 116】
嘉元4年(1306)6月	動座=金堂前	—	—	—	○	—	—	
徳治2年(1307)12月	動座=木津→宇治→入洛(法成寺)	○	—	①	○	—	○	在洛時、賀茂祭使已下【① 264】 宇治遷座及数日例【③ 125】
正和元年(1312)4月	閉門・動座=移殿→金堂前→入洛(法成寺)	○	—	①	○	—	○	在洛時、賀茂祭使已下【① 264】
正和3年(1314)3月	動座=金堂→木津→宇治→入洛(法成寺)	○	—	①	○	—	○	在洛時、賀茂祭使已下【① 264】
文保2年(1318)7月	動座=金堂前	○	—	—	○	—	—	
元応2年(1320)2月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	
元亨元年(1321)8月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	動座時、藤氏拝賀着陣例【④ 181】
正中2年(1325)6月	動座=金堂前	○	○	—	○	—	—	
嘉暦2年(1327)3月	閉籠・動座=金堂 ※移されたのは神鏡	○	○	—	○	—	—	
嘉暦2年(1327)8月	動座=木津	—	—	—	○	—	—	木津遷座時、議定評定【③ 77】
建武2年(1335)6月	動座=移殿→木津	○	—	—	○	—	—	
建武3年(1336)6月	動座=木津	—	—	—	○	—	—	
建武3年(1336)11月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	
暦応2年(1339)11月	動座=金堂	○	—	—	○	—	—	遷座時、大原野祭【① 86】 木津遷座時、議定評定【③ 77】 動座時、春日祭間例(小槻匡遠勘例)【④ 189】 遷座時、禁裏仙洞元三儀【④ 213】 動座時越年例【④ 226】
暦応3年(1340)10月	動座=木津→宇治(平等院)→入洛(長講堂)	○	○	—	○	—	○	宇治遷座及数日例【③ 125】 動座時、春日祭間例(小槻匡遠勘例)【④ 189】
康永元年(1342)	※寺訴	○	—	—	—	—	—	
康永3年(1344)11月	動座=金堂前→宇治(平等院)	—	—	—	○	—	—	遷座時、禁裏仙洞元三儀【④ 213】 動座時越年例【④ 226】
貞和3年(1346)7月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	
貞和4年(1348)7月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	
文和4年(1355)9月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	
延文元年(1356)7月	動座=金堂前	—	—	—	○	—	—	
貞治3年(1364)11月	動座=移殿→入洛(長講堂)	○	○	—	○	—	○	
応安4年(1371)12月	動座=入洛(長講堂)	○	○	—	○	—	○	
永和2年(1376)	※衆徒合戦	○	○	—	—	—	—	
永和3年(1377)9月	動座=宇治(平等院)	—	○	—	○	—	—	
永和4年(1378)10月	動座=金堂→入洛	○	○	—	○	—	—	
康暦元年(1379)8月	動座=金堂→宇治(平等院)→入洛(長講堂)	○	○	—	○	—	○	
明德4年(1393)	※蜂起	○	—	—	—	—	—	
応永20年(1413)6月	閉門	○	○	—	—	—	—	
嘉吉2年(1442)11月	閉門	○	○	—	—	—	—	
文安3年(1446)7月	閉門	○	○	—	—	—	—	
宝徳3年(1451)8月	閉門・動座=移殿	○	○	—	○	—	—	
享徳3年(1454)9月	※蜂起	○	○	—	—	—	—	
康正元年(1455)7月	閉門	○	○	—	—	—	—	
寛正2年(1461)7月	閉門	○	○	—	—	—	—	
寛正4年(1463)11月	閉門・動座=移殿	○	○	—	—	—	—	
明応10年(1501)2月	動座=移殿	—	○	—	○	—	—	

註1：年月欄は閉門・動座などに関わる最初の行動が行われた年月を記している。

註2：「事例掲載史料」欄の略称は以下の史料を指す。「類聚」＝「神木御動座度々大乱類聚」、「目録」＝「大乘院日記目録」、「動座」＝「神木動座之記」(国立公文書館所蔵大乘院文書)、「代々」＝「当社御遷坐御進御入洛御帰坐代々日記(春日神木御動座年表)」(大宮文書)、「古今」＝「古今最要抄第六神木御入洛并御遷座事」(春日大社史料)、「康富」＝「春日神木御入洛年々」(『康富記』宝徳3年9月7日条)

註3：「動座」欄の○数字は「神木動座之記」一～四の数字に対応している。

註4：「師守記」の先例注進事例欄の【 】内は、○数字が大日本古記録中で事例が掲載されている巻数、半角数字が頁数を示している。

参考表：各記録における強訴先例収集状況一覧

年(西暦)・月	強訴の形態	事例掲載史料						『師守記』における先例注進
		類聚	目録	動座	代々	古今	康富	
安和元年(968)7月	動座=入洛	—	—	—	○	—	—	
寛弘3年(1006)7月	動座=入洛(八省院)	—	—	④	○	—	—	
寛仁元年(1017)6月	動座=入洛(大極殿)	—	—	①②	○	○	—	
治暦2年(1066)3月	動座=入洛(勸学院)	—	—	—	○	○	—	
寛治7年(1093)8月	動座=入洛(勸学院)	—	—	①②③	○	○	○	
康和5年(1103)3月	動座=入洛	—	—	①③	—	○	○	
天永4年(1113)4月	動座=入洛?(丈六堂)	—	—	①	○	○	—	
永久元年(1113)閏3月	動座=入洛(勸学院)	—	—	③④	○	—	○	
永久4年(1116)5月	動座	—	—	—	○	○	—	
保安元年(1120)8月	動座=入洛(勸学院)	○	—	①	○	○	○	
保延3年(1137)2月	動座=入洛(勸学院)	○	○	①③	○	○	○	
保延5年(1139)3月	動座=宇治(平等院)	—	—	③	○	○	—	
久安元年(1145)7月	動座=金峯山下向	—	—	—	○	○	—	
久安6年(1150)8月	動座=入洛(勸学院)	○	—	①③	○	○	○	
平治元年(1159)正月	※大訴	○	—	—	—	—	—	
永万元年(1165)10月	動座=入洛	○	—	①②③	○	○	—	
仁安3年(1168)5月	動座=移殿	—	—	—	○	○	—	
承安元年(1171)9月	動座=宇治(平等院)	○	—	—	○	○	—	
承安2年(1172)12月	動座=入洛(宇治平等院カ)	○	—	③	○	○	—	
承安3年(1173)10月	動座=宇治(平等院)	○	—	—	○	○	—	
治承4年(1180)12月	動座=移殿	○	—	—	○	○	—	
建久9年(1198)9月	※訴訟	○	—	—	—	—	—	
建仁元年(1201)9月	動座=金堂前	—	—	—	○	○	—	
建暦3年(1213)11月	動座=金堂→宇治(平等院)	○	—	—	○	○	—	動座時、春日祭間例(小槻匡遠勘例)【④ 189】
建保2年(1214)8月	動座=金堂前	—	—	—	○	○	—	
安貞2年(1228)5月	閉門逐電・動座=移殿	○	—	—	○	○	—	
安貞2年(1228)12月	閉門・動座=宇治	—	—	—	○	—	—	
天福2年(1234)6月	動座=移殿	—	—	—	○	—	—	
天福2年(1234)7月	動座=移殿	—	—	—	○	—	—	
文暦2年(1235)7月	動座=移殿	—	—	—	○	○	—	
嘉禎元年(1235)12月	閉門・動座=宇治(平等院)	○	—	—	○	○	—	宇治遷座及数日例【③ 125】 動座時、藤氏拝賀着陣例【④ 181】 動座時、春日祭間例(小槻匡遠勘例)【④ 189】
嘉禎2年(1236)7月	閉門・動座=金堂	○	—	—	○	—	—	
建長8年(1256)?月	動座=移殿	—	—	—	○	—	—	
正嘉元年(1257)7月	動座=移殿→金堂	—	—	—	○	○	—	
文永元年(1264)7月	動座=移殿→金堂	○	—	—	○	○	—	
建治元年(1276)5月	動座=金堂	○	—	—	○	—	—	
建治3年(1277)6月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	動座時、藤氏拝賀着陣例【④ 181】
弘安元年(1278)7月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	
弘安3年(1280)(?)2月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	
弘安4年(1281)9月	動座=木津→宇治→入洛	○	—	①②	○	—	○	在洛時、賀茂祭使已下【① 264】
正応4年(1291)正月	動座=金堂前→木津	○	—	—	○	—	—	
正応4年(1291)12月	動座=移殿	○	—	—	○	—	—	動座時越年例【④ 226】
正応5年(1292)正月	動座=金堂	○	—	—	—	—	—	遷座之時、大原野祭【① 86】 動座時、春日祭間例(小槻匡遠勘例)【④ 189】
永仁元年(1293)	※神人訴訟	○	—	—	—	—	—	
永仁2年(1294)10月	動座=木津	○	—	—	○	—	—	動座時、議定評定停否・氏人参仕【① 67】 遷座之時、大原野祭【① 86】 動座時、氏輩出仕抑留など【① 272】 木津遷座時、議定評定【③ 77】 動座時、春日祭間例(小槻匡遠勘例)【④ 189】 動座時、賀茂臨時祭省略【④ 200】 動座時越年例【④ 226】
永仁3年(1295)11月	動座=金堂・放光院など	○	—	—	○	—	—	動座時、議定評定停否・氏人参仕【① 67】 遷座之時、大原野祭【① 86】 動座時、賀茂祭使以下藤氏勤仕【① 114】 動座時、氏輩出仕抑留など【① 272】 動座時、春日祭間例(小槻匡遠勘例)【④ 189】 動座時越年例【④ 226】
正安3年(1301)4月	動座=金堂前	○	—	—	○	—	—	動座時、賀茂祭使以下藤氏勤仕【① 115】 動座時、藤氏拝賀着陣例【④ 181】
正安4年(1302)3月	動座=金堂前→木津	—	—	—	○	—	—	動座時、賀茂祭使以下藤氏勤仕【① 115】 木津遷座時、議定評定【③ 77】

「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介

【凡例】

- 一、改紙は「」をもって示し、その行頭に(紙)のように紙数を記した。
(第1紙)
- 一、翻刻は原則常用漢字を用いたが、一部は旧字体・異体字を用いた。
- 一、虫損・破損などによる欠損文字は「□」「」で表現した。
- 一、漢字の踊り字はすべて「々」「く」で表現した。
- 一、校訂者の加えた文字については、「」または「()」を付し、あるいは○を冠して本文と区別できるようにした。
- 一、「」は底本に誤記があると思われる場合に付した。
- 一、「()」は地名・人名の註記について付した。
- 一、○印は空白部分に関わる註記に用いた。
- 一、()の符合を付して文字や記事の移動を示している場合には、そのまま示した。

【翻刻】

(第1紙)

(表紙外題)
「神木御動座度々大乱類聚 前闕」
(裏書)
「二一九〇七」

後大慈(尊)三昧院殿御筆御奥書有之、

神木御動座度々大乱類聚卷

口不足當時 自保安元年
至文明年中

但一枚

(第2紙)

(前欠)
定出来、依(誰)頭季卿(誰言彼力)「」御木津始之也、
保安元年庚子 八月廿三日、和泉守稚隆停任、郎徒三人禁獄、是春日神木

大衆等昨日參洛依訴訟也、廿四日歸座、

保延三年丁巳 二月十日、神木入洛、着御勸学院、醍醐座主三寶院定海超

当寺別当玄覺故也、仍停廢定海、被補玄覺於僧正了、然問、十

二日歸座本社、依之、九月十七日春日若宮祭礼始之、別当并大

衆儀定也、祭礼始是也、

久安六年庚午 八月五日、大衆進發勸学院、興福寺別当無故未補之間訴之、

至今三ヶ年之間寺務無之、十七日以隆覺法印被補寺務、廿一

日歸座、

平治元年卯己 正月廿四日、大衆訴申信実「□」大衆下了、

永万元年西乙 十月十六日、神木入洛、為延曆寺発向清水寺故也、依二

条院御葬送也、廿六日被仰勸賞三ヶ条、

一、以興福寺別当尋(大衆院)範可為頭宗御加持僧事、

則十二月十九日可候二間夜居之由蒙 宣旨、奉行藏人木工頭重

方、吾朝頭宗護持僧始也、希代例始此時、行徳之不墜地、可貴、

一、以金堂十僧每僧事、可補僧綱事、

則十二月十五日、依 長者宣、被定十僧交名、别当僧正尋範、

權官法印覺珎、權律師教縁・玄縁・教高擬講・心暁已講・玄弘

(第3紙)

(第4紙)

已講・公慶已講・覺授得業・藏俊得業、
一、永寄幡摩庄事、依之歸座、自岩崎御下向、

仁安二年^{亥丁}三月十日、夜中以千長等、依燒喜多院松室・円城房之科、

衆徒訴之、五月十日被行流罪、前寺務惠信僧正(乘院)伊豆國、宗覺(寂力)上佐國、
維勝(佐渡)、玄明(隱岐)、

承安元年^{卯辛}九月廿二日、大衆訴詔寺領事擬企參洛、依御制止留了、御
使右少弁兼光、

同二年^{辰壬}十二月廿五日、神木入洛、訴平太政入道清盛公郎徒平三郎春
日神人凌礫事也、廿六日、着御平等院(山城國宇治郡)廿八日、平三郎被禁獄
之由被仰、歸座、

同三年^{癸巳}五月五日、大衆発向延曆寺、但自宇治引返、六月廿五日、大
衆焼失多武峯(天國十市郡)、廿九日別当尋範外却現任、十月九日、覺興法橋

配流播磨國、多武峯焼失之帳本、依之、十一月六日、大^〇発向、
神木令着木津(山城國相樂郡)、七日、春日祭延引、大衆到宇治、武士引橋防之、

山大衆可向宇治之由、奏聞云々、
治承四年^{子庚}十二月十六日動座、同廿一日歸座、廿八日東大寺・興福寺

等悉皆炎上、希代事也、
建久九年^{午戊}九月日、大衆訴詔和泉国司宗信(平)、十一月、宗信配流播磨

國、玄俊已講、為大衆帳本、被配流佐渡國了、
建曆三年^{酉癸}十一月十四日、遷座金堂、廿日歸座、

安貞二年^{子戊}四月廿二日、大衆焼失多武峯、五月四日、別当実尊停任、
十日奉下、神木、廿七日寺社閉門、遂電(逐以下同シ)、八月廿九日、別当還補、

歸座并開門、廿一日被召帳本、
嘉禎元年^{乙未}十二月廿日、円実辞退寺務、廿一日、神木御進発、廿五日、

着平等院、廿九日、寺社門(開院)、
同二年^{丙申}二月十九日、実尊大僧正入滅、同日、円実還補寺務、

廿日開門、廿一日歸座、
同二年^{丙申}四月十四日、春日社御遷宮造国和泉国、七月一日、又寺社閉

「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介

(第5紙)

門、十月晦日開門、十一月二日歸座、

文永元年^{子甲}七月二日、神木動座、八月二日、遷座金堂前、廿一日歸座、
建治元年^{亥丁}五月十五日神木動座、六月廿二日金堂前、八月廿一日歸座、

同三年^{丑丁}六月八日神木動座、十月十日歸座、
弘安元年^{寅戊}七月廿二日神木動座、廿七日歸座、

同三年^{辰庚}二月三日依条々寺訴神木動座、為寺務沙汰、廿九日歸座、
同四年^{巳辛}依大住・薪而庄堺相論、九月廿五日神木自社頭着御木津、十
月十三日到着宇治、四日入洛、而於稻荷山辺(山城國伊都郡)、為武士神木・
僧等被懸散了、

同五年^{午壬}十二月廿一日歸座、寺社訴訟条々裁許、
正応四年^{卯辛}正月十七日遷座金堂前、十九日着木津、二月廿三日歸座、

同十二月廿七日、神木動座、
同五年^{辰壬}正月十三日神木着御金堂前、四月廿一日歸座、

永仁元年^{巳癸}依神人訴詔、若宮祭礼延引、十一月十七日始行之、此間衆
徒与一乘院合戦在之、

同二年^{午甲}十月五日夜、竊奉遷神木於木津、一類衆徒「結構云々」、
同三年^{未乙}五月四日夜歸座、

同三年^{未乙}十一月廿六日、於社頭合戦、辰刻一類族乱入、社頭擲奉下神
鏡之处、警固之輩合戦、於廻所之内殺害刃傷、自上古未聞其例、

一二御前、奉遷金堂、
三四御前、奉遷天満坂、

若宮御前、両方有異誠、
二三御前若宮、奉遷寺中、

三四御前、奉遷放光院、
同五年^{丁酉}八月廿一日歸座、

正安三年^{辛丑}四月日金堂遷座、廿二日別当左衛門督兼季(今出山)拝賀着陣、
十月廿五日、大和国悪党令乱入、社神鏡十四面下取、高尾之別所(大和国葛下郡)

引籠、以衆徒官兵致合戦、十二月廿三日歸座(三ヶ月之間悉以歸座了)、
乾元々年^{寅壬}十二月廿九日神木動座、

(第6紙)

(第7紙)

次年嘉元々年卯癸 正月十九日歸座、
 嘉元々年卯癸 八月十八日神木動座、九月十四日歸座、
 徳治二年丁未 十二月十二日、神木遷座木津、十五日着御宇治、依近江国愛知郡江庄
 土民等訴詔申也、廿日入洛、
 三年、延慶元年七月十二日歸座、廿七日殿（兼司冬平）大納言殿拜賀、
 応長元年亥辛 六月廿八日六方・両堂等、為令焼失多武峯発向、廿九日合
 戦涉両年、猶居関所、或打止耕作等如此事、
 同二年、正和元年壬子 依多武峯発向加制止、可居和州地頭之由、
 武家致種々沙汰之間、寺門及訴證、三月十一日遷座殿料理、四月
 十三日動座、十九日金堂前、五月十七日寺社末寺閉門、八月廿
 五日酉刻着御法城寺了、
（或以下同）

(第8紙)

同二年丑癸 八月十六日神木歸座、
 正和三年寅甲 三月十一日、神木金堂前、十二日着木津、十四日宇治、十
 七日着法城寺了、彼寺中触穢之間、為（近衛家平）殿下御沙汰、南大門前
 仁仮屋構之、八月三日和州地頭居之、十五日神木自法城寺歸座
 金堂前、十一月廿四日歸座本社、十二月廿四日地頭退散、
 文保二年戊午 七月十三日動座、廿二日歸座、
 元応二年申庚 二月十四日神木動座、三月十二日歸座、
 元亨元年辛酉 八月六日神木動座、依和州悪党二十人事也、廿二日歸座、
 正中二年 六月廿五日、神木金堂前御遷座在之、凡今度御遷座者、非寺
 訴等、五大院僧正御房（大業院）尊方凶徒等奉取神木可企教訴之由有
 其間問、寺務有御奏聞公家、被奉移神木於金堂、五大院殿有御
 問答云々、雖然依事尽間、七月廿四日奉行下向、猶以不事行
 云々、
 同廿五日、武士下着、佐々木三郎右衛門尉（傳信之）、南大門警固之、猶
 以不事行間、自公家御問答九条殿云々、
 同十二月十五日御歸座、勅使・南曹弁・権別当・僧綱・三綱以
 下供奉了、
 嘉曆二年卯丁 三月八日夜、聖信禪師坊人等閉籠金堂奉移神鏡、十二日六

(第9紙)

方寄寺中有合戦・放火、金堂・講堂以下諸堂炎上了、二御前御
 鏡灰中、四面者守元（之方）、奉取之、集入二鳥居北経藏了、
 建武二年亥乙 六月十五日、神木動座、廿日辰刻進発木津、七月十一日歸座、
 同三年子丙 十一月 日、神木動座、十二月廿六日歸座、
 曆応二年卯己 十一月九日、神木動座、廿二日金堂前、
 同三年辰庚 六月廿日、歸座、
 同三年辰庚 四月廿六日神木遷座、依之、一乘院覚実僧正寺務辞之、
 六月四日、還補、
 九月晦日、法花会始行之、
 十月廿四日、神木着木津、依之、又寺務辞之、
 十二月十九日入洛申刻、着六条殿長講堂了、
 同四年巳辛 正月十四日、香園院入道関白薨八十八、
（二条師忠）
（國以下同）
 八月十九日歸座、
 康永元年壬午 正月廿七日、九条（道教）三縁院殿任関白給了、
 三月一日、以三綱上座法眼清舜為寺務執行、
（一乘院坊首）
寛治二年上座定深、大治四年寺主静俊、
久安四年上座信定、保元々年上座信実、承安元年上座栄懐等例也、
 去曆応三年十月廿四日、依寺訴、一乘院覚実寺務辞之、及三ヶ
 年寺務無之、仍今度以上座法眼為寺務執行了、
 四月廿日、維摩会始行之、講師公憲大徳、則「上座法眼為寺務
 執行奉行了、
 六月廿三日、覚実僧正寺務還補、
 十月十日、維摩会始行、講師盛深、晦日法花会始行之、
 十一月十八日、鷹司昭光院殿任関白給、
（朝平）
 十二月十四日、前権僧正良暁為権別当、
 貞和三年丁未 七月二日、神木動座、
 同四年子戊 正月十一日歸座、
 同四年子戊 七月八日、神木動座、八月二日、歸座、
 文和四年乙未 九月六日、神木動座、
 同五年甲丙 正月十二日、歸座、

(第10紙)

同二年丑癸 八月十六日神木歸座、
 正和三年寅甲 三月十一日、神木金堂前、十二日着木津、十四日宇治、十
 七日着法城寺了、彼寺中触穢之間、為（近衛家平）殿下御沙汰、南大門前
 仁仮屋構之、八月三日和州地頭居之、十五日神木自法城寺歸座
 金堂前、十一月廿四日歸座本社、十二月廿四日地頭退散、
 文保二年戊午 七月十三日動座、廿二日歸座、
 元応二年申庚 二月十四日神木動座、三月十二日歸座、
 元亨元年辛酉 八月六日神木動座、依和州悪党二十人事也、廿二日歸座、
 正中二年 六月廿五日、神木金堂前御遷座在之、凡今度御遷座者、非寺
 訴等、五大院僧正御房（大業院）尊方凶徒等奉取神木可企教訴之由有
 其間問、寺務有御奏聞公家、被奉移神木於金堂、五大院殿有御
 問答云々、雖然依事尽間、七月廿四日奉行下向、猶以不事行
 云々、
 同廿五日、武士下着、佐々木三郎右衛門尉（傳信之）、南大門警固之、猶
 以不事行間、自公家御問答九条殿云々、
 同十二月十五日御歸座、勅使・南曹弁・権別当・僧綱・三綱以
 下供奉了、
 嘉曆二年卯丁 三月八日夜、聖信禪師坊人等閉籠金堂奉移神鏡、十二日六

(第 11 紙)

後光嚴院御宇

貞治三年^{辰甲} 七月七日、光嚴院法皇崩^{於舟渡園山中}、天下諒闇、十二月廿

日、暁神木入洛、造替社頭兩門跡訴申之、長講堂入御、

四年^乙 正月廿六日、南朝禪定殿下師^基、自正月二日洛中燒失、夜々

相續奇異也、神木遷座之故之由譚哥、

二月五日夜半、七条東洞院^{赤松之宿}、執事修理大夫入道宿所等燒也、自去

冬庖瘡遍天下、

○五月四日夜、將軍義^{（定）}母儀禪尼入滅、

九月七日暁、葉室大納言長光薨、

自十月下旬至十一月始都鄙疾病流布、死滅多、神木之故云々、有託宣事

云々、

三月^{（十一）}日、前関白經^{（十一）}、八^{（十一）}夜、平等院廻廊燒「」

五年^{（丙）} 自去比疾癘流布、至六月不休、依之左大史小槻匡遠朝臣子息量

実、同匡遠弟等他界、可謂朝家衰微、餓死滿洛中、

六月十三日、自暁暴風、至昼暴吹、伐木廢屋、旧人未覚悟云々、作毛田

畠損失不可説、

八月八日夜、軍勢馳集將軍亭^{三条}富少路、九日、僧正懷雅為權別当、同

暁卯刻、修理大夫入道^北治部大輔父没落自放火、孫將監宿所等同之、逃

下若狭国、伐手山名左京大夫入道、佐々木大夫判官入道・心省等罷向

云々、所詮去比京中騷乱、執事父入道為誅罰也云々、十二日神木帰座、

今夜着御宇治、供奉公卿、

関白前左大臣良^{（二）}基 左大臣冬^{（一）}通 今出川大納言公直

花山院大納言兼定 九条大納言忠^{（一）}基 一条大納言房^{（一）}經

坊城中納言俊冬 四条中納言隆家 别当忠光^{（柳原）}

西園寺中納言公永 鷺尾宰相隆右 洞院宰相公頼

以上公卿

鷹司中将忠頼 一条中将季村 法性寺中将親忠

左中弁^{（南曹）}嗣房^{（万里小路）} 藏人右中弁宣方^{（中御門）} 権右中弁資康^{（奥松）}

藏人左少弁仲光^{（広橋）} 藏人右少弁宗顕^{（葉室）} 右少将兼時^{（藤原）} 為有^{（冷泉）}

以上殿十人、皆以藤氏、

「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介

(第 13 紙)

權別当僧正懷雅以下僧正五人、

大乘院僧都孝^{（一）}以下法印僧都等廿七人、寺務大乘院孝^{（一）}覺所勞云々

不参、申下刻神行、入夜入御宇治、今度勝手神輿無入洛、依為敵陣南

方歟、

十一月廿三日、維摩会始行、講師権少僧都印覺^{（觀應元年分）}

十二月廿五日、僧正懷雅任寺務、

六年^{（丁）} 將軍義詮二月廿日逝去、

○應安四年^{（亥）} 三月廿三日、主上後円融院御元服^{（御歳十四）}、同日受禪、

十二月二日、神木入洛、為武家沙汰、引宇治橋之間、自南路入洛、至東

寺前大宮北行、七条東行、東洞院北行、六条西行、奉入于長講堂、今度

訴詔奉訴一乘院・大乘院兩門可削跡云々、其外条々相加云々、

同五日、依衆徒讎訴、被退一乘院実玄僧都・大乘院教信禪師之由、被成

院宣於武家了、

同十二日戌刻、六方・衆徒馳向兩門跡、奉扨之間、一乘院花林院御坊、

大乘院己心寺御住所、自放火没落、

十一日、藤中納言忠光^{（日野）}左少弁仲光被放氏、十三日事書進京都云々、神

木在洛之間、御即位事有其沙汰、彼兩人奉行之間、申沙汰不可然之故也、

左中弁宣方同放氏了、

十七日、藤黄門忠光并左少弁仲光兩人亭^{（三）}奉入神宝、先代未聞事也、

十六日、左大弁宰相嗣房放氏了、

廿九日、藤中納言忠光統氏、卅日、件亭之神宝奉歸入之、

五年^{（壬）} 正月、元日節会依神木在洛、関白以下不出仕、内弁平中納言親

顕、源中納言通氏、平宰相行知、以上公卿三人云々、任例無出御、垂

御簾止歌笛奏、

七日、節会内弁源中納言定具、五日叙位被止之、

自去年三月比火災連続、洛中洛外在家等多以燒失、

十日、武家評定始、

十八日、政始、上卿平中納言親顕卿、

廿二日、依訴詔流人宣下、実玄僧都伊豆、教信禪師土佐、

(第 14 紙)

賴乘僧正号安養院、一乘院門徒、 覺成僧都号禪光院、大乘院門徒、

善寬法師常陸、一乘院坊人、 憲実法師安房、一乘院坊人、 懷実法師憲実子、周防、

又聽流入俗名、実玄路峯常、教信磯部濱行、賴乘池田浪滋、覺成岸田門

里、善寬原坂遠、憲実春野山道、懷実高林永材、

忠光卿統氏、正月玄重令放氏云々、

三月四日、新院後光嚴院御幸始、六日、洞院前大納言実守覺、

六月十日、賴乘僧正入滅、

二月九日、修南院僧正成深寺務再任、

十月七日、夜寅刻、南都七大寺春日社家以下諸末寺等閉門并五大尊奉向北、同南円堂開北門、奉向本尊ヲ北一七晝夜三十頌誦誦云々、自今夜一向京都調伏之祈念也、神木于今在洛、結句公武一向被棄損神訴了、有懼々々、

十一月日、定例齋將軍判始可執行事、

十二月十七日、重尊號太上皇宣下云々、

六年丑癸正月元日、節会内弁源大納言親光中院久我・源大納言具通万里少路・左大弁宰

相嗣房也、関白以下藤氏不出仕、左大弁嗣房卿者藤氏也、今神木在洛之間、有其憚歟、但旧冬有御問答之子細、氏公卿出仕事、衆徒令免許云々、

節会儀、止哥笛等如例、

五日、勸修寺前内大臣經顯公薨七十、

六日、叙位也、執筆源大納言具通卿、

七日、節会、内弁具通卿、

至三月余寒甚深、連々雪下、自四月比疾病流布世間、

五月中旬比、薄寒如九月天氣、同十二日夜、氷降、

六月十七日夜、同廿八日夜、天麥光如月、

八月四日朝、神鹿三頭入京中、於七条大宮辺、在地人等打擲之、二頭逃

去了、一頭被打擲之处、六条殿神木參候之神人等奔向之間、鹿相隨入六

条殿臥庭上、奇異之神德也、貴賤參集成隨喜傷仰之思云々、七日夜、件

鹿奉送帰春日山、以材木作台、行廻於布載之、人夫等昇之、黄衣神人数

十輩供奉之、

八月六日夜、南都衆徒等奉放氏於二条太閤太政大臣良一基公、先代未聞珍事也、

八月廿五日、佐々木佐渡大夫判官入道々營卒去七十八、於江州、

九月二日、自酉刻暴風疾雨、洛中洛外一字無余処、或転倒、或破損、寅下刻計靜、翌属晴、

九月廿八日夜半、天龍寺焼失、方丈并雲客庵相残了、

十月五日、賀茂小社奈良社回祿、未曾無其例云々、同廿六日、依奈良社事、被行軒廊御占、

(第16紙)

後十月廿二日夜、地震、同晚又地震、同廿九日戌刻、地震、

十一月一日、朔旦冬至也、有旬儀、衰日之儀賀表作者并清書輩、一上

右大臣忠九条基申沙汰、依神木在洛無出仕、当日上卿源大納言親光卿・執柄并右府、於賀表之署者被加之、

十一月三日戌刻、賀茂社頭神宮寺・觀音堂・鐘樓・経藏悉以炎上、神火云々、

十一月十三日、依神訴、赤松広瀬範頭・後藤遠江入道性準配流宣下、範頭越後、性準上総国云々、

十二月廿一日、法雲院權僧正実遍任寺務、

同廿六日、被行朔日冬至之叙位、

廿九日、權僧正印覺為權別当、

七年寅甲正月元日、節会内弁平中納言親顯卿云々、藤氏不出仕、仙洞後光

嚴院殿御不例、無四方拜・御葉、

五日、叙位、依神木在洛無之、而去年被行了、依兩年停止之例不快也云々、仍今年者停止之、

十三日、大乘院大僧正孝尊入滅、

廿八日夜寅刻、新院後光嚴院崩御、御歳三十七、去十六日ヨリ御不例、御庖瘡出現云々、去十七日鹿一頭忽然參仙洞馳奔云々、神木在洛之間、人々

成奇異之思之由、在人口於怪異多以有之云々、

二月二日戌戌新院御葬礼、奉運泉涌寺、八葉御車、安樂光院長老參御車、

去卅日御入棺、御共公卿三条輔大納言実音候御車寄、西園寺中納言公

(第 17 紙)

永・藤中納言忠光・前右衛門督教言・三条宰相中將公時・右大弁宰相嗣房・右衛門督顯保、殿上人教繁朝臣・知繁朝臣・隆広朝臣^(四卷)・親雅朝臣・基明朝臣・永季朝臣^(高倉)・資康朝臣^(日野)・光顯朝臣^(中院)・言長^(東坊)、北面五六人、御隨身秦久弘・同子久方、各布衣箸藁沓、參御車前後、北面等有所役云々、御牛飼石鶴丸布衣、召次白帳等也、三宝院僧正光濟蜜々參、於彼寺惣門移御車、手引寄御車於法堂、奉渡御棺、諷經之後、移御輿、奉渡御茶毘所、同夜遣詔奏、上卿中院大納言親光、同警固召仰并御追号後光嚴院、同三日、被拾御骨、同八日、収深草法花堂、藤中納言忠光供奉之、同廿五日六日比、夜々彗星出現、

四月三日夕、藤中納言忠光卿、密々出行參高野、同十一日帰京了、十四日、加茂祭、

十五日、武家の始、依旧院事于今延引、

廿八日夜、武家今年始社參六条若宮^{雨下}、

六月七日、依山訴、祇園会無之、

廿日晚、日吉神輿七基、赤山以下入洛、

七月廿二日三日比、春日社二三神殿昇階以下銀金花出現、

同八月一日、第一御殿御簾階并御正体面、同花出現、令注進公家、

八月十七日、南朝吉野行宮焼亡云々、

同十五六日比、猿遍廻洛中、速々參祇園云々、神輿入御故也、

十一月五日、依南都詔詔流人等宣下、上卿源大納言親光卿也、平宰相行知卿配美濃国、三宝院光濟僧正俗名磯部浪近配播磨国、覺王院宋縁僧正俗名原山方配備中国、儀俄中務入道元奇^(和俊)近江国配遠江国、同廿日、両僧正以下下向、

大乘院門主若君御下向^{忘時日}、

十二月十三日、權中納言兼左衛門督藤原朝臣嗣房、補檢非違使別当、

十七日、春日神木帰坐、長者二条是心院殿師^良以下、藤氏公卿濟々供奉如例、同夜、主上御即位日時定等、

廿日、御即位叙位、執筆中院大納言具通、同夜、礼服御覽、

廿八日、於太政官庁即位^{御歳十七}、内弁九条殿右大臣忠基公、

「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介

(第 19 紙)

十二月中旬比、忠光卿統氏、同下旬比、光濟・宋縁・性準・範顯等帰京云々、依神木事御即位等于今延引、八年^卯正月元日、節会平座上卿新藤中納言保光卿、五日、叙位、并七日、節会、十六日、同依諒闇無之、

正月廿八日、諒闇畢、一周忌御仏事被行御八講了、

永和二年^{辰丙}六月廿一二日、西南院覺家与東北院円兼両院衆徒及合戦云々、維摩会講師前後相論事也、

十月比、寺門蜂起訴円兼得業事、十一月四日被下円兼院務停廢、綸旨於南都衆徒、或記云^{羅羅之}三年云々、

正月十日、慈恩院權僧正隆円為寺務、

四年^{戊午}十月九日、神木金堂遷座、和州国民等凶徒、神事・法会之料足、諸談義米、諸坊・諸院領等令押妨之間、致興行之沙汰、先最前二本社神人并參所神人・白人神人・中綱・仕丁等数百人、十市入道遠康法師許へ被付之処、不令叙用之、出向路次、帶武具、杖擲刃傷神人等了、悪行尤越常篇者歟、仍訴、公武、為加治罰、十月九日夜、神木金堂前^二遷座、

同十一日、学侶・六方等下向内山堺、廻治罰之計略歳暮月迫^三成之間、

依無処于沙汰、十二月上旬比、先上洛了、

改元^(三)正月元日、節会、依神木動座省略篇等大略如先年、関白以下藤氏不出仕、内弁源大納言具通、

二日、為十市発向、武家軍勢先陣少々南着、

四日五日両日間、武家数千騎下向、佐々木^(六)富慳^(自家)・赤松^(義朝)・吉見^(氏頼)・土岐^(頼康)・玉堂^(斯波義想)、惣大名六人、雖然、衆儀不懋発向、実義無沙汰也、軍勢在南之、

六日、叙位儀也、昨日延引、執筆源大納言具通

七日、白馬節会、内弁近衛左大臣師^(二)嗣、不憚神木動座以外次第也云々、

二月廿日比、京都聊錯乱之子細在之、在南軍勢上洛其後以寺官等、雖令催促、時日馳過之間、無力取向次第大訴了、六月五日、法雲院法務僧正

実遍寺務再任、

八月十三日、夜奉動神木入洛了、雖送旬月、無裁許之実義、廿五日二条後香蘭院左大臣師一嗣任関白、

二年庚申。十月廿八九日、六方与衆徒戊亥脇依有確執之子細、戊亥脇衆徒

率軍勢上洛于南都、其後十二月三日引入一乘院先門主実玄僧都、乱寺門之間、六方衆天和山御部并山寺三移住、依勇士廻凶徒治罰計略、

十二月十七日、為戊亥脇之沙汰、押而奉成神木帰座了、氏諸卿出仕有名無実也、僧綱等全分無出仕、社司四五人、神人本社分十七八人、衆徒戊

亥脇分百余人、行粧言語道断儀、先代未聞也、

正月元日節会関白以下不出仕、神木動座故如例、

九月十日東院法印円守為寺務、

永徳元年辛酉。四月十一日主上受禪、後小松院、

二月十一日前法務僧正実遍為寺務 第二度、

夏比大乘院先門主讚岐禪師教信又乱入寺門、悪行言悟道断也、(大乘院)当門主孝

尋并一乘院当門主良昭共以并山寺入御、悪門主兩人住奈良、

二年壬戌 閏正月廿三日、夜寅刻許社頭四柱・宝蔵・廻廊等焼失了、先代未聞珍事、言辭難及者也、

三月十二日、權僧正円守為寺務、十六日、実遍僧正入滅七十一、

四月十一日、太政大臣良一基為関白第三度、

五月比武家使者兩人下向、学侶相共三宥衆徒六方致壽策、社頭廻祿事、六方衆徒共以歎存為。宿望上者和談了、先門主実玄・教信兩人京都三帰洛、

隱居当門主良昭・孝尋又帰寺、寺門落居静謐、五月晦日、法花会始行、貞治三年分、十一月十日、維摩会始行、講師權少僧都孝憲来迎院、文和二年分、三年亥 六月十五日、来迎院孝憲法印為權別当、十一月十八日、維摩会始行、講師三人、初日、禅光院權少僧都覚成、第二三四、西南院權少僧都覚家、第五以下、東北院權少僧都円兼、

一件講師兩院家令及確執永和三年丁未及兩三年、寺門牢籠、先代未聞次第也、今年為兩人講師可有始行処、以上首号覚成又相加者也、仍三人遂講、未兩人不誼縁起、

寺務松林院僧正長懐
明徳四年癸酉 二月廿二日、六方於觀禪院蜂起、定有顯覺房処罪科、則所

從宿所登大路令破却了、寺僧之内極悪族、以嚴重之落書、令清撰其躰之処、

定有非捩繁多之旨、及多通之間、為傍輩向後、則加重科、永削寺僧名帳大乘院、門跡追止惣別之諸供等、悉以可被改易由、自六方進書状、寺門沙汰

嚴重也、

同廿三日、定有引汲之六方衆率数多之勇士、可及報答沙汰由、於觀禪院集会在之、以外珍事也、爰寺務松林院僧正長懐以書状申入、大乘院子細在之、仍被副仰詞、披露学侶、

仰詞云、
廿三日
自寺務如此歎申候、雖尤其謂候、誠兩方鼻肩之輩、自他報答候者、

一寺之頓滅不可廻踵、先閑住屋破却等之嗽義、追其沙汰候者、就理非可有落居候、

則西下斜、六方并勇士等令退散了、其後、兩方一衆自他及訴陳、先定有非捩之内、先年國中諸談義諸坊・諸院領為興行、学侶下向田舎之時、自

押妨人手、取数多之贖勞、無本複実事、以下条々在之、又東北院与西南院確執并兩門停廢大儀以下、為其帳本、寺門之錯乱、悉以彼所行由云々、

三月十日、武家而使下向、中条次郎四郎左衛門則榮・中澤次郎左衛門氏北山綱、將軍御書持参之、

学侶定有為六方衆罪科問事、委細以使者令申候、嚴密可有御下知候也、恐々謹言、

三月八日
御判定和義滿
大乘院御房(孝尋)

申次少納言都維那泰清、因幡寺主栄舜、兩方訴陳之趣、水火相違也、依無御成敗、兩方事書進京都、

就定有罪科事、御書之趣謹承了、寺門錯乱歎存候処、御糺明之次第、

先以畏入候、連日、自兩方種々雖令申旨候、実否不存知仕之間、則相尋六方之処、兩方事書等如此候、子細見彼面候歟、宜為上意候哉由、可令洩披露給候哉、孝尋誠恐頓首謹言、

三月十二日 孝尋

人々御中

同十三日、兩使上洛、

三月十八日 武家兩使下向、御書持參、

定有罪科問事、重以使者令申候、令尋聞給、科条有無可有御糺明候也、恐々謹言、

三月十五日

御判

大乘院御房 袖書兩方事書返献候、

六方衆定有罪科事、兩条真偽都鄙之間、究決猶不可事行、兩門主并寺務加評定、被尋問兩方、遂対決、可被注進是非矣、

廿一日於一乘院、(大乘院寺務)參仕僧綱、寺務僧正長懷、修南院僧都実惠、法雲院律師実昭、普門院律師亮寛、兩方対決、非扨十一ヶ条、

定有罪科方衆使節長専堯觀房 徹専良顯房

免除方衆使節隆乘禪良房 実舜定順房

廿二日 訴陳之趣、被渡武家使者、昨日対決奉行、

一乘院方行舜讀岐上座 親乘越前寺主

大乘院方教秀大藏御法橋 栄舜因幡寺主

此後大略京都御成敗、

○コノ間五行分空白アリ。

応永廿年癸巳 六月十三日、就河上五ヶ関等事、七堂閉門、十九日移殿并

金堂料理、廿日武家使者齋藤加賀守、依之無動座、

寺務東北院僧正俊内

嘉吉二年壬戌

十一月一日、七堂并東大寺以下七大寺閉門、但法隆寺別当俊内・清水寺別当俊内不閉門、依別当異儀也、

廿七日開門、今度寺訴者河上五ヶ関所代官職事、筒井順永与学侶六方相論故也、関料每年五百貫文也、筒井致無沙汰上者、可

「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介

(第 23 紙)

(第 25 紙)

改代官云々、学侶六方帳本輩、為筒井方沙汰加罪科、剩相語成亥脇、六方学侶令閉門及大訴之間、彼関所代官職事、如本被返付于筒井并被成御教書了、于時官領密山徳本滿老、蒙罪科学侶六方衆、好尊・清憲以下七人、筒井并成身院弥助院住光宣・尊覚・実憲等之沙汰也、

同三年亥癸 九月十六日、被罪科七人衆相語豊田頼英、追落弥勒院了、則放火光林院以下焼亡、光宣成身院落筒井館、則為七人方筒井順永・光宣・尊覚・実憲・箸尾入道・宗信・野田東以下令罪科、申成治罰 繪旨・御教書了、関務代官事、又被付寺門者也、其後於所々在合戦、南都雜務事、小泉重弘・豊田頼英・古市胤仙蒙仰了、

同四年甲子 三月十四日、於興善院清憲坊在合戦、実憲被打了、自四月比、禅定院山城成城了、

二年丑 九月十三日、七人方又打負、田舎合戦無正躰之間、被開禅定院山城了、

同十八日、成身院光宣以下帰寺、又為寺門申入間、勅免并関務代官事被付筒井了、其後、彼七人衆并安位寺殿引籠古市、兩方合戦及十余年、光宣、禅定院山城三居、

享徳三年三月十一日、於大鳥居合戦、尊覚被打、其後、自他次第二帰寺、如此五ヶ所関不知行之間、八幡神人以下所々権門等立新関六百ヶ所了、然間、寺門公用自然退転者也、時刻到来

歟、

文安二年丙寅 七月廿五日、七大寺并東大寺閉門了、兵庫関事条々訴申之、大乘院寺務禅師法花会暨義加行、自廿三日始之、閉門中用代官、八

月十一日開門、十月法花会始行、

宝徳二年辛未 八月七日夜、一乘院得業寺務遂電美乃国云々、

同十七日、七大寺閉門、西大寺光明真言延引、是始云々、

九月一日、神木動座、今日一乘院帰寺了、

廿四日帰座、正・権別当・五師・三綱・大衆等、自金堂前至社

(第 24 紙)

(第 26 紙)

頭引烈、如金堂燬座、希代沙汰也、剩先官兩人、東北院僧正・松林院僧正列当官前、珍事勝事也、

十月十四日、元興寺金堂并小塔院皆悉燒失、依余炎、禪定院悉以燒亡了、智光法師極樂万陀羅於禪定院燒了、時刻到来者也、可歎、土民蜂起故火事出来、五ヶ関相論兩方合戰最中故、

土民等任雅意之間、近日所々火事、夜々悪行連続了、南市辰巳小路以下近所、依為合戰之場、郷民等逐電了、

十一月十九日、六方長谷寺発向、卷向山相論事故也、今度寺訴隨一也、同日七大寺等開門、十二月十八日、長谷寺大聖開帳三ヶ年也、

享德三年寺務一乘院甲 九月廿九日八方大衆蜂起、当国宇智郡事、可被返付旨訴申、

十月廿日被返付于寺門、畠山惣領職事、伊予守与弥三郎相論時節、如此訴申者也、

康正元年寺務一乘院乙 宇智郡事、伊予守義就押領、如本知行、依之、七月廿七日

堂閉門、八月十日七大寺閉門、同十九日開門、伊予守乱入当国所々、筒井・成身院光宣・箸尾以下遂電、同三年五月比「筒井・成身院・箸尾以下、以上意帰国、

寬正元年寺務安位寺殿庚 九月廿日、畠山義就違上意、開屋形、引籠河内嶽山城、惣領職事、畠山弥次郎政長給之、仍兩方違之合戰、政長之事一円

成身院計略、依之一家相論興成了、光宣在陣及四ヶ年了、同二年寺務安位寺殿辛 七月十七日、七大寺閉門、神供料所等違乱故也、十一月廿日

開門、今日皇且寺家二十講論匠百之例之日概酒云々、同四年寺務東院僧正兼門癸 十一月十二日、七大寺閉門、廿四日、

神木動座、午刻同五年寺務東院僧正兼門甲 正月一日、元日節会内弁殿大納言殿、関白御拝賀在

之、珍事々々、未曾有事也云々、一案改題五日、叙位無之、

七日、節会内弁菊亭大将教季云々、依之教季可放氏之由、自学今出也

(第 28 紙)

侶、以書状仰社家、然而一社返答、每度放氏事、以僉議之趣、可磬白之由云々、其後無僉議、

菊亭内々歎申趣、元日関白殿御拝賀、是一向無先例、又元日殿大納言殿内弁、元日儀如此、然而、閣上首之儀、後日出仕仁放氏之沙汰不得其意候云々、此条尤也、神木動座中関白拝賀誠以無先例、藤氏大臣以下拝賀着陣、先例少々在之、

三月十七日、新供目代好藝深学房召之云々、動座中事、有其例云々、所々参賀、鈍色白五帖也、

康暦元年四月十六日、新供目代乘融学縁房召之、同六月十六日新供目代学縁房召之、同十月十六日、目代多觀房召之、同廿二日、禪四房召之、

去二月 日、別会職事、仰宗秀僧都参賀、鈍色白五帖也、動座中有其例云々、

四月一日、觀禪院三十講、依神木動座寺頭閉門無之、各退加行了、不依事也、八日、仏生会同無之、五日・七日・十日三个

日、如永享五年四月例、於多田須河原勸進猿栞在之、棧敷六十

三間也、棧敷之人数、室町殿・御臺・細川・畠山・武衛以下諸大名、関白殿・日野以下公家、聖護院・三宝院・梶井・青蓮院・

大乘院門跡五人、八幡禅法寺等也、於大乘院者、雖打棧敷、依神木事、相支寺門之間、不能上洛見物者也、猶太閤御見物、十日御出、於関白棧敷御見物、自公方頻被申之故云々、其上初日

関白以下氏人濟々見物云々、凡不可然事也云々、十三日夜、神木御帰座、七大寺開門、每事寺訴無為無事故也、

珍重々々、十七日正月分心経会始行之、自廿六日於南大門新猿栞在之、依神木動座新延引歟、一向無之者、每度例、未懃御沙汰今度始也云々、自廿八日食堂尊勝陀羅尼始之、五月八日、仏生会修之、去月廿日聖護院新門主義觀僧正他界室町殿御弟、

去月正月已來講堂仁王講悉以修入之、当月唯識講同修入之、興善院講、社頭吉田経以下同之也、十三日、慈恩会於東室修之、

豎者六口、十六日若宮祭礼去年分始行之、当年別会宗秀五師奉

行之、田樂頭善恩房得業・善教房已講、

一、今度御動座僉議延順房得業、御歸座僉議実舜房得業也、去宝徳三年御動座僉議(宗方)采房得業、御歸座僉議深田房得業、兩人共(宗方)以三ヶ年之内他界了、学侶沙汰衆之内自成業次第第二令勲仕事也云々、仍今度延順房雖成返々辞退、衆議不可叶、可及罪科下評定、然間無為勲仕之、廿六日、千部会修之、別会五師宗秀今度寺訴每事無為、兵庫関細川船事、於向後者押而不可通之云々、坪江藤澤名事、如元被返付于大乘院家了、河内国山田庄返仏地(後醍醐天皇)院、山城国田十へ庄返東院、当国民以下私反錢事、向後不可懸之云々、河口庄之内溝江郷放火事、朝倉所行不可然之間、於朝倉者可御罪科之由被仰出、則朝倉所持之本庄郷公文政所職事(後醍醐天皇)并落名事可改之旨触下書下了、大綱無為者也、仍神事法会以下未始行分、悉以行人之了、

五月廿八日、寺官英深・順懷両五師上洛、訴申入趣兵庫関船事、近日又山名船可押通旨申之事、朝倉進退事于今無一途之間、

条条可被仰付事云々、
来七月十九日、依(後土御門)新帝讓国(後花園)皇子公武御取乱、然間、每事披露事不叶云々、仍寺官等令下向了、但於山名之船事者、被仰付嚴密云々、

七月十九日、讓国在之、廿日、為御礼参賀室町殿、南都之衆同参仕了、申御沙汰畏入由云々、

八月八日、寺官兩人定清・宗算両五師上洛、依安位寺御口入、朝倉教景条々、於寺官前致告文了、於二条殿御所有此儀云々、仍寺訴悉以落着者也、十二日寺官下向、十三日安位寺殿御下向、十五日学侶并一切経衆使節参申、折紙等自兩方進上之、於禪定院御対面了、

寛正六年二月末、寺官兩人、定清・宗算両五師上洛了、訴申子細条々在之、本訴兵庫関料細川方船不出之、依之、方々船共押而罷通云々、此条堅訴申入、仍及度々、以御使飯尾左衛門大夫雖被仰

「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介

細川不能御返事云々、次就三月御花見、諸大名一献沙汰、仍為武衛方越前国一均反錢申請之云々、猶南都領者、每度守護方并公方反錢事、御免除也、其子細申入間、御奉書被成之、然而守護行難渋之間、為寺官問答、猶不事行之間、甲斐代官被召、公方堅御下知、三月廿五日遵行了、三月廿八日・廿九日兩日寺官兩人下向了、

春日社兼興福寺領、越前国所々(注文在別紙事、被相懸勘料云々、)為免除之地上者、可被止催促之由也、

寛正六年 二月廿八日 之種判 貞基判
守護代 守護代

当年公方御下向事、二月初比被仰出之、九月廿一日御下向、着御一乘院家、廿二日御社参并兩門跡御成畢、廿七日祭礼御見物、廿八日後朝、同廿九日御上洛畢、今度之儀、云寺門沙汰云所々御成儀、每事無為、天氣快然無是非次第也、令相計神慮給歟、仍南都儀無事、可被懸上意之由及御沙汰云々、珍重く、

藤澤名事、去八月比、綱光卿(広橋)申給御判云々、故兼郷知行分所々被返付之間、卿之注文二加之、不及御尋御取乱之間、卒爾御成敗歟、但一段以大訴、申入五ヶ条内也、神明御動座以下、一天下無其隱題目也、為藤氏卿乍存知如此子細、加私領朝恩之注文之条、不可然間、為旁輩向後可放氏綱光卿之由、学侶・六方一決、放氏日限事、十二月十八日云々、然間彼名事、上表申入旨綱光卿返状、仍南都知行任去御判之旨畢、珍重く、

文正元年 二月廿八日改元、当今第三年、十二月大嘗会也、
応仁元年天下大乱、兩帝行幸室町殿、

文明二年(後花園)法皇崩、同八年室町殿地炎上了、内行幸北小路尼亭、十一年此所又炎上之間、行幸日野亭一条室町、其後遷幸土御門殿、十三年室町殿御隱居後、号東山殿、至同十七年兩島山大勢對陣、山城国及數ヶ月無殊事退散了、於当国者兩方不可成綺由申了、仍本願領共自然ニ無為、於春日以下三社領者、今度国人入目共不懸之、菅井、大住、狛野以下閣之、

其余ハ半済引之云々、

○以下、空白アリ

(第 32 紙)

(第 33 紙)

此一巻勘記録(録)令類聚者也、

寛正五年五月 日 前大僧正(尋尊) (花押)